

官報

(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省 令〕

○道路運送車両の保安基準及び装置型式指定規則の一部を改正する省令
(国土交通八)

〔告 示〕

○道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示
(国土交通一〇〇二)

〔告 示〕

○道路運送車両の保安基準第五十五条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示の一部を改正する告示(同一〇〇三)

○道路運送車両の保安基準第五十六条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示の一部を改正する告示(同一〇〇四)

○道路運送車両の保安基準第五十七条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示の一部を改正する告示(同一〇〇五)

○道路運送車両の保安基準第二章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示(同一〇〇六)

○沖縄県の区域において運行の用に供される自動車に対する道路運送車両の保安基準の規定の適用に關し必要な事項を定める告示の一部を改正する告示(同一〇〇七)

省 令

○国土交通省令第八十一号

道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第四十一条(同法第九十九条において準用する場合を含む)、第四十二条(同法第九十九条において準用する場合を含む)、第四十四条、第七十五条の二第一項及び第七項並びに第七十五条の三第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、道路運送車両の保安基準及び装置型式指定規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十五年七月七日

国土交通大臣 林 寛子

道路運送車両の保安基準及び装置型式指定規則の一部を改正する省令

(道路運送車両の保安基準の一部改正)

第一条 道路運送車両の保安基準(昭和二十六年運輸省令第六十七号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項第十一号中、「別表第一」を、「別表」に改める。

第一条の三中、「第十五条第一号の二」を、「第十五条第二項」に改める。

第九条第一項中、「走行装置」の下に、「空気入ゴムタイヤを除く。」を、「もの」の下に、「として、強度等に関し告示で定める基準に適合するもの」を加え、同条第二項を次のように改める。

2 自動車の空気入ゴムタイヤは、堅ろうで、安全な運行を確保できるものとして、強度、滑り止めに係る性能等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

第九条第三項中、「且つ」を、「かつ」に改める。

第十一条第一項中、「左の基準に適合しなければならない」を、「堅ろうで、安全な運行を確保できるものとして、強度、操作性等に関し告示で定める基準に適合するもの」と改め、運転者の保護に係る性能等に関し告示で定める基準に適合するもの」に、「三十五度をこえる」を、「告示で定める角度を超える」に改める。

第十一条の二の見出しを、「施設装置等」に改め、同条第一項中、「もつぱら」を、「専らに、もの」を、「自動車及び被牽引自動車」に改め、除く。の下に、「及び貨物の運送の用に供する自動車(車両総重量が三・五トンを超える自動車及び被牽引自動車を除く)」を加え、同条第二項中、「次の」を、「その作動により施設装置を備えた装置の機能を確実に停止させ、かつ、安全な運行を妨げないものとして、構造、施設性能等に関し告示で定める」に改め、同項ただし書及び同項各号を削り、同項の次に次の一項を加える。

3 専ら乗用の用に供する自動車(乗車定員十人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタビラ及びそれを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。及び貨物の運送の用に供する自動車(車両総重量が二トンを超える自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。))に備えるイモビライザ(原動機その他運行に必要な装置の機能を電子的方法により停止させる装置をいう)は、その作動により原動機その他運行に必要な装置の機能を確実に停止させ、かつ、安全な運行を妨げないものとして、構造、施設性能等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

第十四条中、「確保できる」の下に、「ものとして、強度、緩衝性能等に関し告示で定める基準に適合する」を加え、被けん引自動車」を、「被けん引自動車」に改める。

第十五条中、「次の基準に適合しなければならない」を、「燃料への引火等のおそれのないものとして、強度、構造、取付方法等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない」に改め、同条各号を削り、同条に次の一項を加える。

2 ガソリン、灯油、軽油、アルコールその他の引火しやすい液体を燃料とする専ら乗用の用に供する普通自動車又は小型自動車若しくは軽自動車(乗車定員十一人以上の自動車、車両総重量が二・八トンを超える自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタビラ及びそれを有する軽